

(例規 24)

陸幕発 1 第 303 号
36.8.12

改正 昭和 46 年 11 月 17 日陸幕監理第 140 号 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 29 年 3 月 24 日陸幕人計第 161 号
平成 30 年 3 月 27 日陸幕人教第 196 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

警察官等に対する特別ほう賞実施に関する通達

標記の件、別紙のとおり閣議決定がなされ昭和 36 年 6 月 13 日から実施されることとなったので、これに該当する事案があつた場合は陸上幕僚長（人事教育部長気付）あて上申されたい。

なお、上申書及び同添付書類は、賞じゅつ金上申に準ずるものとする。

別 紙
一部改正 36. 6. 13
46. 9. 29
閣議決定

警察官等に対する特別ほう賞実施要領

最近における暴力犯罪増加の傾向にかんがみ、警察官、海上保安官等の職務の執行を保護し、法の実効を確保するため、下記の要領により、警察官等に対する特別ほう賞を実施するものとする。

記

第1 次の各号に掲げる者が、暴力犯罪を鎮圧するため、危害を加えられることをかえりみることなく犯人の逮捕または犯罪の制止を行なうに当たり、危害を加えられ、そのため死亡し、または著しい身体障害が残ることが明らかな場合において、その行為が特に賞すべきものであると認められるときは、内閣総理大臣は、その者の功労を表彰し、特別ほう賞金を授与する。

- (1) 警察官
- (2) 海上保安官および海上保安官補
- (3) 麻薬取締官および麻薬取締員
- (4) その他法令により司法警察職員として職務を行なうべき者または司法警察職員に準じて職務を行なうべき者で、武器の携帯を認められているもの

第2 殉職者に対する表彰は、生前にさかのぼって行なうものとする

第3 特別ほう賞金は、殉職者ほう賞金および障害者ほう賞金とし、殉職者ほう賞金の額は別表第1、障害者ほう賞金の額は別表第2のとおりとする。

第4

- 1 殉職者ほう賞金は、殉職者の遺族に授与するものとする。
- 2 遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫および祖父母で、殉職者の死亡時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、殉職者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で前2号に該当しないもの。
- 3 前項に掲げる者の殉職者ほう賞金を受ける順位は、前項の各号の順位により、第2号または第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 殉職者ほう賞金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、
殉職者ほう賞金は、その人数によって等分して授与するものとする。
- 5 殉職者ほう賞金を受けるべき遺族が、第2項第3号または第4号に掲げる
者であるときは、その2分の1に相当する額以内を減額することができる。

第5 この要領による警察官等に対する特別ほう賞は、昭和36年6月13日から実施する。

別表第 1

功労の程度	金 額
特に抜群の功労があると認められる場合	3, 000, 000 円をこえ、5, 000, 000 円以下
抜群の功労があると認められる場合	2, 000, 000 円をこえ、3, 000, 000 円以下
顕著な功労があると認められる場合	1, 000, 000 円をこえ、2, 000, 000 円以下
多大な功労があると認められる場合	1, 000, 000 円以下

別表第 2

身体障害の程度 功労の程度	身体障害が著しく重いものである場合	身体障害が特に重いものである場合	身体障害が重いものである場合
抜群の功労があると認められる場合	2,100,000 円をこえ、 3,000,000 円以下の金額	1,200,000 円をこえ、 2,100,000 円以下の金額	1,200,000 円以下の金額
顕著な功労があると認められる場合	1,400,000 円をこえ、 2,000,000 円以下の金額	800,000 円をこえ、 1,400,000 円以下の金額	800,000 円以下の金額
多大な功労があると認められる場合	700,000 円をこえ、 1,000,000 円以下の金額	400,000 円をこえ、 700,000 円以下の金額	400,000 円以下の金額

備 考

- 1 身体障害が著しく重いものである場合とは、身体障害が国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）別表第 1（以下「別表」という。）の第 1 級から第 3 級までの等級に該当するものである場合をいう。
- 2 身体障害が特に重いものである場合とは、身体障害が別表の第 4 級から第 6 級までの等級に該当するものである場合をいう。
- 3 身体障害が重い場合とは、身体障害が別表第 7 級から第 8 級までの等級に該当するものである場合をいう。